

人材紹介に関する基本契約書

〇〇〇（以下「甲」という）と、自社企業名（以下「乙」という）は、甲乙間の人材の紹介に関して取り決め、その内容を定めた基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、甲の要望または求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）。

（採用）

第2条

1. 本件業務により、乙より紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下この場合に採用決定された者を「採用者」という）、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。
2. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は採用者に同通知書を手交し、その内容を相互に確認する。

（紹介手数料）

第3条

1. 本契約に基づく紹介手数料は、成功報酬とし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。紹介手数料は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該採用者が甲に入社した時点で発生するものとする。
2. 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が当該採用者に対して発行した採用決定通知書等の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。
3. 紹介手数料は、採用者1名につき採用者に支払われる理論年収の35%（消費税及び地方消費税別）とする。ただし、理論年収の定義は以下のとおりとする。
 - ① 理論年収＝月次給与（所定外労働手当を含む）の12箇月分その他、理論上の通年賞与・交通費以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した金額
 - ② 年棒制の場合は、年俸額を理論年収とする。

（支払）

第4条

1. 甲は乙の請求により、請求金額を採用者の入社した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払う。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

2. 前条の紹介手数料に消費税は含まれない。甲は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて乙に支払う。

(紹介手数料の返還)

第5条

1. 本件業務により採用された採用者が、入社後3ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合は、乙は次の通り紹介手数料を甲に返還する。
 - ・ 入社後1ヶ月以内に退社：紹介手数料の80%
 - ・ 入社後3ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
2. 但し、甲の都合により解雇され、または退職した場合、並びに第8条に規定する不可抗力により不就業となった場合はこの限りではない。
3. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。
4. 甲が第3条に規定する紹介手数料を乙に支払う前に採用者が退職した場合、甲は本条項の返還に該当する金額を減額して乙に紹介手数料を支払うものとする。

(有効期間)

第6条

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約解除の意思表示がなされないときは、本契約は同一条件により1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約期間終了時点において、第4条に定める支払等の未処理の事項、もしくは第5条に定める紹介手数料の返還がある場合、当該事項は本契約に基づき処理するものとする。

(中途解約)

- 第7条 甲が本契約を中途解約する場合、乙に対する1ヶ月以上前の通知をもって足るものとする。

(不可抗力)

第8条

1. 本契約書上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。
 - ① 天災地変等の自然災害
 - ② 暴動・内乱・戦争

- ③ 労働争議等
- ④ 行政庁等による命令処分
- ⑤ 法令の制定改廃
- ⑥ 交通機関の事故
- ⑦ その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

(法令等の遵守)

第9条

1. 甲及び乙は、日本国の法令等を遵守し公正かつ適正に、本契約を履行しなければならない。
2. 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に関連して法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
3. 甲は、外国人である採用者を雇用する場合、厚生労働省が定める「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。

(反社会的勢力の排除)

第10条

1. 甲及び乙は、現在次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び各都道府県で実施されている「暴力団排除条例」を遵守することを確約する。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、自らが、または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - ① 暴力的な行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀し、その業務を損害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

（秘密保持）

第 1 1 条 甲及び乙は、本件業務の遂行に関して得られた相手方の企業情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を一切第三者に漏洩してはならない。なお、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

（再委託の制限）

第 1 2 条 甲及び乙は、本件業務について、相手方の書面による事前の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。

（損害賠償）

第 1 3 条 甲及び乙は、本契約違反、事故、その他自己の責に帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った損害について賠償するものとする。

（協議）

第 1 4 条 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、協議の上、解決、決定するものとする。

（訴訟管轄）

第 1 5 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。
以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

⑩

乙：

⑩